

生活環境部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月7日提出

【目次】

予算関係

生活環境部	令和7年度生活環境部主要施策	・・・	3
	地域振興局福祉環境部(保健所)環境指導課の業務見直し等について	・・・	5
県民生活課	安全・安心なまちづくり事業について	・・・	6
	消費生活安全・安心事業について	・・・	8
環境管理課	大気汚染等常時監視網整備事業について	・・・	11
環境管理課 八郎湖環境対策室	八郎湖「わがみずうみ」創生事業について	・・・	13
温暖化対策課	ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業について	・・・	15
環境整備課	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業について	・・・	19
	廃棄物3R・適正処理推進事業について	・・・	20
生活衛生課	あきたの食安全・安心推進事業について	・・・	23
自然保護課	自然公園等施設整備事業について	・・・	26
	白神山地保全推進事業について	・・・	29
	ツキノワグマ被害防止総合対策事業について	・・・	31

議案関係

生活衛生課	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案について	・・・	36
	興行場法施行条例の一部を改正する条例案について	・・・	42
	秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案について	・・・	44
自然保護課	秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案について	・・・	48

令和7年度 生活環境部 主要施策

施策方針

◆ 自然公園等を活用した地域の魅力創出

◆ 2050年カーボンニュートラル達成に向けた取組の充実・強化

◆ 県民の安全・安心な暮らしのための環境づくり

< 新秋田元気創造プラン >

重点戦略

戦略3 観光・交流戦略

戦略4 未来創造・地域社会戦略

目指す姿1 「何度でも訪れたいくなるあきた」の創出

◆ 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進

<白神山地の保全と利用の推進>

- **拡** 小・中・高生を対象とした緩衝地域や周辺地域での沢歩き、自然観察、巡視体験、歴史学習等
- **新** 地域おこし協力隊インターン制度を活用した地元ガイドデスクへの支援等



<自然公園利用者の安全性・快適性向上を図る施設整備等>

- 老朽化や災害により破損・損壊した登山道の橋や小展望台の改修等



目指す姿5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成

◆ 脱炭素化に向けた県民運動の推進

- **拡** 県民の脱炭素型ライフスタイルや県内企業の脱炭素経営への転換促進
- 市町村が取り組む脱炭素地域づくりへの支援
- 食品ロス削減の推進
- **拡** 熱中症対策等の普及啓発による気候変動への適応の推進



◆ 持続可能な資源循環の仕組みづくり

- **新** 秋田県循環型社会形成推進基本計画(第5次)及び秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(第4次)の策定
- 市町村や事業者等のごみ減量・資源循環の取組への支援
- 認定リサイクル製品の利用促進

選択・集中プロジェクト

カーボンニュートラルへの挑戦

基本政策

基本政策2 生活環境

目指す姿1 犯罪・事故のない地域の実現

◇ 犯罪被害者等への支援

- あきた性暴力被害者サポートセンターによる相談対応・支援

◇ 「人優先」を基本とした交通安全対策の推進

- **新** 高齢運転者の交通死亡事故多発時における注意喚起

◇ 総合的な雪対策の推進

- 地域の除排雪団体の設立・活動支援、高齢者等の除排雪作業中の事故防止

◇ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止

- **新** 消費生活相談のデジタル化対応
- 悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害防止に関する啓発



目指す姿2 快適で暮らしやすい生活の実現

◇ 食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援

- HACCPに沿った衛生管理の促進
- 市町村水道施設の耐震化や広域連携等の推進への支援
- **新** 地域振興局福祉環境部環境指導課業務の見直し

◇ 生活衛生関係営業者への支援

- 生活衛生関係営業者の経営健全化や衛生水準の維持向上

◇ 人と動物が共生する地域づくり

- 動物愛護センターを拠点とした犬猫の適正飼養・譲渡の推進やボランティアの育成等

基本政策3 自然環境

目指す姿1 良好な環境の保全

◇ 大気、水、土壌等の環境保全対策の推進

- 大気、水、土壌環境等の継続的なモニタリング、有害な化学物質による汚染防止
- 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策の実施

◇ 八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進

- 八郎湖に係る農地排水対策やアオコ対策等の推進
- 玉川酸性水の中性処理など田沢湖の水質保全対策の推進

目指す姿2 豊かな自然の保全

◇ 生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理

- 生物多様性地域戦略に基づく効果的な取組の推進
- 自然公園施設等の適正な維持管理と美化清掃活動の推進

◇ 野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進

<ツキノワグマ被害防止対策>

- **拡** ツキノワグマの人里への出没抑制・人身被害防止を図る取組の強化
- **拡** 狩猟免許等の取得支援や捕獲技術研修等の実施による担い手の確保・育成の推進



<野生鳥獣被害防止対策>

- ニホンジカ、イノシシの分布拡大防止とカワウの計画的管理

【目的】

獣医師不足や化学職等専門職員の年齢層の偏りにより、各地域振興局福祉環境部環境指導課（以下「環境指導課」という。）への職員の適正な配置が困難となっているため、業務の取扱い件数が比較的少ない地域振興局の環境指導課職員を集約する（鷹巣阿仁→大館、雄勝→平鹿）。

また、動物愛護センターと県内7カ所において環境指導課の獣医師が行っている狂犬病予防業務等を、動物愛護センターと新設する県北支所、県南支所の3カ所に移管・集約する。

【見直し内容】

1 食品衛生・環境・廃棄物関係業務

【現行】

福祉環境部	大館	鷹巣阿仁	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝
-------	----	------	----	----	----	----	----	----

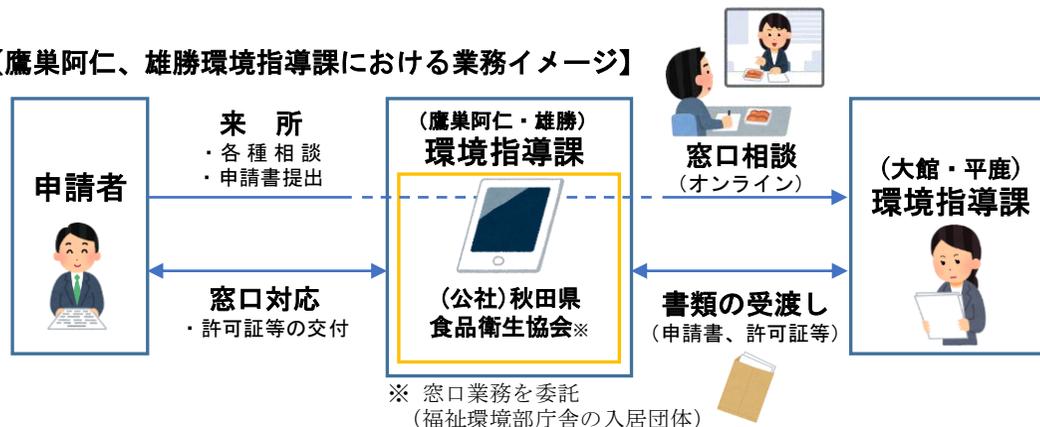


【見直し後】

福祉環境部	大館 (鷹巣阿仁◆)	山本	秋田	由利	仙北	平鹿 (雄勝◆)
-------	---------------	----	----	----	----	-------------

◆ 組織（窓口機能）は存続し、職員のみ集約

【鷹巣阿仁、雄勝環境指導課における業務イメージ】



2 狂犬病予防及び動物愛護業務

【現行】

動物愛護センター《ワンニャピアあきた》

- ・狂犬病予防（犬の捕獲） … 男鹿潟上南秋地区
 - ・猫の引取り … 男鹿潟上南秋・由利地区
 - ・動物愛護の啓発
 - ・動物取扱業の登録・監視指導
 - ・犬猫の譲渡等
- 県全域

環境指導課（秋田を除く7カ所）

- ・狂犬病予防（犬の捕獲） … 秋田を除く7カ所
- ・猫の引取り … 2カ所＜鷹巣阿仁・仙北＞

【見直し後】

動物愛護センター 県北支所

大館環境指導課内
＜鹿角・大館・鷹巣阿仁地区＞

動物愛護センター 本所 《ワンニャピアあきた》

＜山本・男鹿潟上南秋・由利地区＞

動物愛護センター 県南支所

仙北環境指導課内
＜仙北・平鹿・雄勝地区＞

業務内容（3カ所共通）

- ・狂犬病予防（犬の捕獲）
- ・猫の引取り
- ・動物愛護の啓発
- ・動物取扱業の登録・監視指導
- ・犬猫の譲渡等



安全・安心なまちづくり事業について

県民生活課

1 目的

県民や地域の防犯意識を高め自主防犯活動を促進するとともに、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るほか、高齢運転者の死亡事故防止対策を強化するなど、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

2 概要

(1) 防犯活動推進事業

- 情報紙の発行・配布による自主防犯活動団体の支援
- 優良活動団体等の表彰

144千円

(2) 犯罪被害者等支援事業

- **【新】**第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の策定

計画策定の趣旨：第4次計画の成果と課題を踏まえ、犯罪被害者等への「途切れることのない支援」を総合的に推進
計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

8,454千円

- 犯罪被害者等支援の意識醸成に向けたイベント及びキャンペーンの開催
- 「あきた性暴力被害者サポートセンター」による相談・支援



情報紙「いかにのおすし通信」Vol.53

(3) 雪対策推進事業

4, 698千円

- ① 秋田県豪雪地帯対策基本計画推進事業
 - 地域の実情に応じた雪対策推進のための連絡協議会の開催
- ② 地域除排雪団体等担い手育成事業
 - [地域の除排雪を行う団体の立ち上げや活動等の支援](#)
 - 団体の設立に要する経費への助成
 補助団体数：5団体
 補助率：10/10
 上限額：100千円
- ③ 除排雪作業の安全確保推進事業
 - 高齢者等の安全な除排雪作業の普及啓発
 - [包括連携協定企業との協働等による除排雪事故防止の啓発](#)
 - 住民を対象とした除排雪作業の安全講習会の開催



除排雪団体の活動



除排雪作業の安全講習会

(4) 【新】 高齢ドライバー交通事故防止事業

1, 760千円

- 高齢者の交通死亡事故多発時にテレビCMによる注意喚起を実施

3 予算額

15, 056千円

(国3, 967千円、寄100千円、○10, 989千円)

内 訳	報 酬	210千円
	委 託 料	12, 802千円
	負担金補助及び交付金	500千円
	その他（需用費等）	1, 544千円

消費生活安全・安心事業について

県民生活課

1 目的

社会経済情勢の変化によって多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、県及び市町村の消費生活相談体制の充実と消費者教育の推進を図り、県民の消費生活における安全・安心の実現を目指す。

2 概要

(1) 消費生活安全・安心事業（一部を除き国補助率1／2）	15,633千円
① 安全・安心な消費生活の確保	372千円
・ 悪質事業者に対する指導、市町村消費者安全確保地域協議会の設置促進	
② 消費生活相談体制の充実	4,719千円
ア 消費生活相談員の資質向上及び人材の育成	
・ 国民生活センター主催研修等への参加、市町村の消費生活相談員等を対象とした研修会の開催	
イ 【新】消費生活相談のデジタル化対応	
・ P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の新システム移行に伴うインターネット回線や端末等の整備	
③ 消費者教育の推進	10,542千円
ア 県民向け講座	
・ 学校や地域等における消費者トラブル防止等に関する講座の開催	
イ 【新】若年者向け消費者問題啓発	
・ 成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者トラブル防止に関する啓発動画の作成及び啓発動画を活用した注意喚起（ウェブ広告、高校や大学等のポータルサイト等への掲載依頼）の実施	

ウ 多様な媒体を活用した消費者問題啓発

- ・悪質商法や特殊詐欺等の消費者トラブル防止に関する啓発動画の作成及び啓発動画を活用した注意喚起（ウェブ広告、映画館における動画広告）の実施

エ 高齢者向け消費者問題啓発

- ・悪質商法や特殊詐欺等の消費者トラブル防止に関するリーフレットの作成、バス車内放送の実施

オ エシカル消費（人や社会、環境、地域に配慮した消費行動）の推進

- ・多様な媒体（ウェブ広告、新聞広告、ファミリーマートにおけるデジタルサイネージ広告）を活用した普及啓発の実施

※各種啓発動画については、[県民生活課 YouTube チャンネル](#)においても配信予定



ウェブ広告



ファミリーマートにおける
デジタルサイネージ広告

（2）消費生活安全・安心支援事業

① 消費者行政推進補助金（国補助率10／10）

市町村が行う消費生活相談体制整備への助成

対象市町村：1市

補助率：10／10以内

② 消費者行政強化補助金（国補助率1／2）

市町村が行う消費生活相談のデジタル化対応や消費者教育の推進、食品ロス削減の取組等への助成

対象市町村：10市2町1村

補助率：1／2以内（消費生活相談のデジタル化対応は10／10以内）

9, 610千円

3, 648千円

5, 962千円

3 予算額

		25,243千円
	(国)18,194千円、(入)1,422千円、(出)5,627千円)	
内 訳	報 償 費	270千円
	委 託 料	13,890千円
	負担金補助及び交付金	9,662千円
	その他（旅費等）	1,421千円

大気汚染等常時監視網整備事業について

環境管理課

1 目的

法令に基づく大気汚染、公共用水域等の水質汚濁、航空機騒音等の常時監視に係る測定機器について、老朽化により不具合が生じているものを更新することにより、確実かつ安定的な監視体制を維持する。

2 概要

(1) 水質常時監視網整備事業

- 河川・湖沼等における栄養塩類（硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素及びリン酸態リン）濃度を測定する機器の更新

[更新費用総額：25,220千円（210千円/月）※10年リース契約]

2,522千円



栄養塩類測定機器

(2) 航空機騒音常時監視機器整備事業

- 空港周辺における航空機騒音を測定する機器の更新（安養寺局）

7,096千円



測定地点



安養寺局



環境騒音測定機器

3 予算額

		9, 6 1 8 千円
		(⊖9, 6 1 8 千円)
内 訳	〔 使用料及び貸借料	2, 5 2 2 千円
	〔 備 品 購 入 費	7, 0 9 6 千円

八郎湖「わがみずうみ」創生事業について

八郎湖環境対策室

1 目的

八郎湖の水質の着実な改善を図るため、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく総合的な水質保全対策を推進するとともに、新たに第4期湖沼水質保全計画を策定する。

2 概要

- (1) 発生源対策事業 211千円
 - 工場・事業場の排水基準検査による監視・指導
- (2) 湖内浄化対策事業 20,661千円
 - 西部承水路の水質改善
 - ・ 東部承水路からの導水による湖水の流動化促進
 - ・ 水中ドローンによる湖底形状解析
 - 湖岸の雑木等の刈取材活用による湖辺環境整備及びヨシ等の植生回復の促進
- (3) アオコ対策事業 9,757千円
 - ライブカメラによるアオコの常時監視（馬場目川 外5か所）
 - アオコ遡上防止用シルトフェンスの設置（馬場目川 外8河川）
 - アオコ抑制装置及び自走式アオコロボットによる悪臭被害の抑制（馬踏川）



(4) 調査研究等推進事業 7,464千円

- 八郎湖及び流入河川における水質・底質の調査、アオコ発生状況の調査
- 「湖底耕うん」による底質改善対策を検討するための基礎調査

(5) 湖沼水質保全計画推進事業 3,974千円

- 流域小学校等における環境教育の推進
- 八郎湖水質対策連絡協議会等による市町村・関係機関等との情報共有

(6) 農地排水負荷削減対策事業 30,840千円

- 水質保全型農業の推進
 - ・ 水田からの濁水流出を抑制する無落水移植栽培等への農法転換や普及定着を図るための助成
補助額：1,000円/10a
補助面積：830ha（無落水移植）、370ha（無代かき）、150ha（乾田直播）
 - ・ 無落水移植栽培普及展示ほ場の設置、落水管理等の広報巡回やリーフレット配布等による普及啓発
- 方上地区自然浄化施設におけるヨシ刈取及びほ場整地等の復旧整備

(7) 第4期湖沼水質保全計画策定事業 12,832千円

- 第3期計画の総括と水質改善に必要な対策や目標等を盛り込んだ新たな計画の策定

3 予算額 85,739千円

内 訳 (⊕27,362千円、⊖58,377千円)

委託料	63,042千円
負担金補助及び交付金	13,650千円
その他（需用費等）	9,047千円

ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業について

温暖化対策課

1 目的

県民や事業者、行政など様々な主体による地球温暖化対策の取組を推進することにより、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

2 概要

I 「第2次温暖化対策推進計画」の推進

(1) 地域脱炭素化促進事業

4,394千円

- 市町村の温暖化対策に係る地域実行計画の策定や取組への支援、県計画の進行管理
 - ・市町村の担当職員を対象とした地域脱炭素スキルアップセミナー等の開催
 - ・環境審議会温暖化対策部会の開催



ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議総会

II 地球温暖化防止に関する普及啓発

(2) 地球温暖化対策普及啓発事業

2,655千円

- プロスポーツチームとの連携による普及啓発
 - ・カーボンオフセットを実践したゼロカーボンゲーム開催による集中的なPR
 - ・スマホアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」と連携した環境配慮行動の実践促進



ゼロカーボンゲーム

(3) あきたエコ活促進事業 16,300千円

- 環境と経済の好循環を通じて変わる秋田や脱炭素につながる新しい豊かな暮らしへの理解を深める「あきたエコフェス～ゼロカーボンと3Rで変わる未来～」の開催支援
- スマホアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」の運営による環境配慮行動の促進

(4) 我が家の快適化促進事業 595千円

- 住宅の断熱化や省エネ設備の導入等に関する普及啓発
- イベント等へのブース出展による「うちエコ診断」の普及

(5) 我が社の脱炭素化促進事業 4,523千円

- 「あきたゼロカーボンアクション宣言登録制度」の運用
- 【拡】「脱炭素アドバイザー資格」の取得や「CO₂排出量可視化サービス」の利用、「省エネ診断」の受診に要する費用への助成
- 中小事業者を対象とした脱炭素経営に関するセミナーの開催及び支援情報の発信

(6) 食品ロス削減推進事業 12,634千円

- 外食時の食べきりに関する年末年始の集中的な普及啓発
- 環境月間（6月）や食品ロス削減月間（10月）等の機会を捉えた広報の実施
- 食品ロス削減推進計画の見直し等を見据えた県民意識調査の実施
- 食品ロス削減に関するイベントの開催（農林水産部の地産地消イベントと連携）



第22回あきたエコフェス



「食べきり」普及啓発ポスター

Ⅲ 地球温暖化対策など環境活動を担う人材の育成

(7) 地域センター強化事業

16,000千円

- 地域地球温暖化防止活動推進センター※（地域センター）の活動の充実・強化
 - ・スキルアップ研修等を通じた地域活動の担い手となる人材の育成
 - ・住民団体が主催する学習会等への講師派遣
 - ・学校での環境教育に関する資機材の提供（小中高、義務教育学校、特別支援学校10校程度）
 - ・こどもエコクラブの活動支援

※地球温暖化に関する普及活動や広報活動のほか、民間団体の活動支援等を行う団体として地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき県が指定

(8) 環境教育等推進事業

6,667千円

- SDGs の環境関連ゴールに関する講師の派遣（小学校から大学まで15回程度）
- 個人や学校、団体の模範的な環境活動に対する環境大賞の表彰
- 県内の高校生、大学生等による脱炭素社会の実現に向けたアイデア実践コンテストの実施（テーマ：企業の環境課題解決）



アイデア実践コンテスト制作物

Ⅳ 気候変動適応の推進

(9) 気候変動適応センター運営事業

4,852千円

- 【拡】 高齢者を対象としたセミナーの開催や民間企業等と連携した熱中症予防啓発キャンペーンの実施
- 専用ウェブサイトや「あきたエコフェス」での情報発信

3 予算額

		68,620千円		
(国	10,894千円、		
	入	50,000千円、		
	諸	17千円、		
	一	7,709千円)		
内 訳	(
	需	用	費	3,309千円
	委	託	料	47,318千円
	負担金補助及び交付金			9,800千円
	その他（旅費等）			8,193千円
)			

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業について

環境整備課

1 目的

能代産業廃棄物処理センターの汚水処理等の環境保全対策を継続することにより、地域住民の安全・安心の確保を図る。

2 概要

(1) 汚水等の適正処理 146,223千円

- 能代産業廃棄物処理センターで発生する汚水等の適正処理
- 水処理施設の維持管理や揚水設備の修繕等

(2) 環境モニタリング 8,931千円

- 周辺環境や揚水井戸、観測井戸、下水道放流水等の水質調査

(3) その他 1,857千円

- 能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会の運営等



能代産業廃棄物処理センター

3 予算額

157,011千円

(\oplus 50,278千円、 \ominus 106,733千円)

内 訳

需用費	91,302千円
委託料	60,284千円
備品購入費	2,416千円
その他(役務費等)	3,009千円

廃棄物3R・適正処理推進事業について

環境整備課

1 目的

廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）の普及啓発や不適正処理対策を実施するほか、県内におけるごみ減量や資源循環の環境づくり支援等を行い、循環型社会の形成に向けた取組を推進する。

2 概要

(1) 不法投棄未然防止啓発活動事業

6, 735千円

- 不法投棄廃棄物の撤去活動を通じた住民等への普及啓発や適正処理に関する情報発信等

実施主体：地域住民、(一社)秋田県産業資源循環協会、市町村及び県等
撤去箇所数：8地域振興局各2か所（全県で16か所）



不法投棄廃棄物の撤去・回収状況

(2) 産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費

6, 981千円

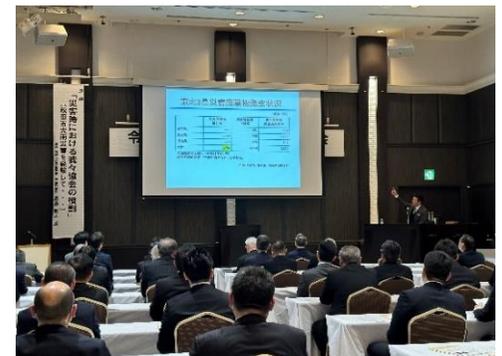
- 産業廃棄物処理業者等の情報管理システムの改修及び保守管理

(3) 産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金

3, 000千円

- (一社)秋田県産業資源循環協会が実施する研修、広報啓発及び人材育成に対する支援

補助率：1/2（上限3,000千円）



(一社)秋田県産業資源循環協会の
会員向け研修会

(4) 産業廃棄物実態調査事業 9, 537千円

- 県内の産業廃棄物の排出・処理状況等を把握するための実態調査の実施

(5) 事前協議・環境保全協力金管理業務費 2, 341千円

- 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議及び環境保全協力金の徴収管理システムの保守管理等

(6) 廃棄物不適正処理対策費 26, 080千円

- 不法投棄未然防止のための環境監視員による管内の巡回監視等
環境監視員：8地域振興局各3人（全県で24人）



環境監視員の巡回監視指導車

(7) ごみ減量・資源循環促進支援事業 7, 387千円

- 環境と経済が好循環する資源循環の仕組みづくりを進めるため、市町村及び事業者のごみ減量・資源循環に係る取組を支援

① プラスチックごみ

- ・プラスチック資源循環モデル実証試験（令和5～6年度実施）の市町村向け事業報告会の開催

② 食品廃棄物

- ・外食産業における再生利用等に係る事業者向けロードマップ作成等

R6プラスチック資源循環モデル実証試験（再商品化処理）



(8) 3R推進普及啓発事業

2, 964千円

- 県民の意識醸成を図るため、県内における廃棄物の減量化やリサイクル製品の開発等の取組を紹介する普及啓発及びクリーンアップ活動の推進
 - ・新聞紙面掲載（3回）及びウェブサイトによる情報発信
 - ・あきたエコフェスでの普及啓発
 - ・クリーンアップ活動の推進（民間事業者との連携事業の実施等）

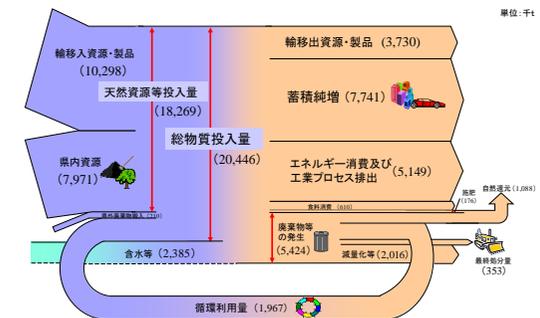


あきたエコフェスでの普及啓発

(9) 【新】 循環型社会形成推進基本計画策定事業

2, 266千円

- 「秋田県循環型社会形成推進基本計画（第5次）」の基礎資料となる県経済における物の流れ（資源の投入量、消費量及び廃棄物量）の調査・分析の実施



県経済における物の流れの調査・分析のイメージ

3 予算額

67, 291千円

(⊕59, 189千円、⊖8, 102千円)

内 訳

報酬	21, 155千円
需用費	5, 882千円
委託料	34, 121千円
負担金補助及び交付金	3, 000千円
その他（旅費等）	3, 133千円

あきたの食安全・安心推進事業について

生活衛生課

1 目的

HACCPに沿った衛生管理の周知と遵守を徹底するとともに、自主的衛生管理の強化を図るための取組を支援するなど、消費者の視点に立った食品の安全・安心に関する総合的な施策を推進する。

2 概要

(1) 秋田県HACCP認証推進事業

2,095千円

- HACCP講習会の開催（10回程度）
- HACCP制度化による衛生管理の変更点等の周知
- HACCP導入予定施設への立入・助言

HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点)

- ・食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害を予防するよう工程を管理する手法
- ・食品衛生法の改正により、令和3年6月から全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が義務化



(2) 自主的衛生管理強化学業

2,768千円

- 食品等事業者による自主的衛生管理の強化を図るため、(公社)秋田県食品衛生協会が行う取組を支援
 - ・食品衛生推進員に対する研修の実施
 - ・食品衛生責任者の養成研修の実施
 - ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の巡回指導

(3) 食品安全・安心推進事業

401千円

- 消費者の視点に立った食品の安全・安心に関する総合的な施策の推進
 - ・ 食品安全推進委員会の開催（2回）
 - ・ 食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの推進



リスクコミュニケーションの一例
(小学校での手洗い教室)

(4) 【新】 食品添加物検査の妥当性確認事業

5,275千円

- 健康環境センターで実施する食品添加物検査に関する、国のガイドラインに基づく妥当性の確認
 - ・ 対象食品：9品目（食肉製品、生菓子、氷菓、生麺等）
 - ・ 対象添加物：3種類（亜硝酸ナトリウム、サッカリン、プロピレングリコール）

(5) 【新】 地域振興局業務の体制整備事業

4,983千円

- オンライン相談体制の整備
 - ・ 地域振興局福祉環境部の業務再編に伴い職員が常駐しなくなる鷹巣阿仁、雄勝の環境指導課におけるタブレットの整備
- 申請・届出書類等の受付・交付等の業務委託
 - ・ 鷹巣阿仁、雄勝の環境指導課に提出された書類の受取、許可証の交付等の業務委託
委託先：(公社) 秋田県食品衛生協会
- 書庫等の設備整備
 - ・ 大館、平鹿福祉環境部内における書棚等の整備

3 予算額

		15,522千円
	(⊕4,568千円、⊖10,954千円)	
内 訳	需用費	5,485千円
	委託料	3,698千円
	備品購入費	4,372千円
	その他（旅費等）	1,967千円

自然公園等施設整備事業について

自然保護課

1 目 的

自然公園内の環境保全と利用者の安全性・快適性の向上を図るため、トイレや展望台など施設の整備等を行う。

2 概 要

(1) 自然環境整備交付金事業（交付率：国45%）

36,158千円

(単位：千円)

自然公園名	所在地	整備概要	予算額
男鹿国定公園	男鹿市	寒風山園地小展望台改修工事	14,850
栗駒国定公園	湯沢市	虎毛山線道路（歩道）改修設計	6,006
栗駒国定公園	湯沢市	小安峡園地（歩道）地質調査・改修設計	14,806
事務費			496
計（2市 3か所）			36,158

(2) 十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト事業（交付率：国50%）

25,797千円

(単位：千円)

自然公園名	所在地	整備概要	予算額
十和田八幡平国立公園	仙北市	駒ヶ岳八合目園地公衆トイレ改修工事	22,000
十和田八幡平国立公園	仙北市	玉川温泉園地（歩道）改修設計	3,300
事務費			497
計（1市 2か所）			25,797

(3) 県単自然公園等施設整備事業

56,162千円

(単位：千円)

自然公園名	所在地	整備概要	予算額
太平山県立自然公園	秋田市	丸舞登山道1号橋改修工事	24,000
田沢湖抱返り県立自然公園	仙北市	春山第2駐車場舗装改修工事	12,350
森吉山県立自然公園	北秋田市	桃洞滝コース測量・改修設計	10,225
鳥海国定公園	にかほ市	鉾立園地駐車場区画線設置工事	1,200
十和田八幡平国立公園	小坂町	紫明亭駐車場舗装補修工事	1,500
事務費			1,354
計 (4市1町 5か所)			50,629
山の環境整備県民協働事業 (清掃等ボランティア3か所、登山道刈払い3か所)			2,800
自然公園美化対策事業 (自然公園清掃活動費補助金 9団体)			1,549
自然公園等利活用推進事業 (衛星電話設置)			1,184
合計			56,162

3 予算額

118,117千円

(分)16,967千円、(国)29,169千円、(人)4,349千円、(償)57,100千円、(一)10,532千円)

内訳

委託料	37,548千円
工事請負費	75,900千円
負担金補助及び交付金	1,549千円
その他(需用費等)	3,120千円

自然公園等施設整備事業 位置図

森吉山県立自然公園

【県】桃洞滝コース測量・改修設計
(北秋田市)

男鹿国定公園

【国】寒風山園地小展望台改修
工事
(男鹿市)

太平山県立自然公園

【県】丸舞登山道1号橋改修工事
(秋田市)

鳥海国定公園

【県】鉾立園地駐車場区画線設置
工事
(にかほ市)

栗駒国定公園

【国】虎毛山線道路(歩道)改修設計
(湯沢市)

十和田八幡平国立公園

【県】紫明亭駐車場舗装補修工事
(小坂町)

十和田八幡平国立公園

【国】玉川温泉園地(歩道)
改修設計
(仙北市)

十和田八幡平国立公園

【国】駒ヶ岳八合目園地公衆ト
イレ改修工事
(仙北市)

田沢湖抱返り県立自然公園

【県】春山第2駐車場舗装改修工事
(仙北市)

栗駒国定公園

【国】小安峽園地(歩道)地質調
査・改修設計
(湯沢市)

【国】：自然公園等施設整備事業
【県】：県単自然公園等施設整備事業



白神山地保全推進事業について

自然保護課

1 目的

白神山地の世界遺産としての価値と魅力を将来にわたって守り伝えるため、保全や利活用に向けた多面的な取組を推進する。

2 概要

(1) 白神山地環境教育推進事業（白神体験塾）

4, 323千円

- 白神山地の緩衝地域や周辺地域を利用した沢歩きや自然観察、巡視体験、歴史学習等の実施
 - ・ 県央・県南の小学4～6年生を対象とするもの（日帰り：20名×4回）
 - ・ **【新】** 過去の白神体験塾参加の中高生等を対象とするもの（日帰り：20名×1回）
 - ・ **【新】** 都市圏の小学生を対象とするもの（1泊2日：6名×1回）



八峰町「白瀑」で川歩き



八峰町「真瀬川中流」で沢歩き



藤里町「岳岱の森」で散策

(2) 白神山地総合ガイド育成事業 3, 593千円

- ① 令和6年度に見直しを行った「あきた白神認定ガイド制度」に係る講習・試験・認定等の実施
 - ・ルートガイディング技術や安全管理等に関する実技講習（6回）
 - ・講習内容やガイド教材の理解度を図る試験
- ② 白神ガイド教本の改定・作成
 - ・制度見直しに伴う教本（ガイド教材）の増補改訂
- ③ 制度運営委員会の開催
 - ・講習や試験、制度の内容の検討

(3) 世界遺産及び周辺地域保全・活用対策推進事務費 197千円

- 世界遺産地域管理計画に基づく保全と利活用に関する協議会等への参加

(4) 【新】 白神山地エコツーリズム推進事業 1,976千円

- 地域おこし協力隊インターン制度を活用した地元ガイドデスクへの支援等
 - ・地元ガイドデスクの中核的役割を担う人材の育成
 - ・令和6年度に構築した体験プログラム等のデータベースサイトのPR

3 予算額 10,089千円

(審)4,976千円、(入)4,722千円、(出)391千円

内 訳 { 委 託 料 9,493千円
 { その他（報償費等） 596千円

ツキノワグマ被害防止総合対策事業について

自然保護課

1 目的

ツキノワグマの被害対策を担う行政職員の知識・技術の向上や、捕獲の担い手の確保・育成を図るとともに、市街地出没など緊急事案に迅速に対応するための体制整備や、緩衝帯整備など集落周辺における被害防除の取組を推進し、被害の防止を図る。

2 概要

(1) ツキノワグマ被害対策支援センター運営事業

2, 889千円

- 市町村に対する被害対策の指導・助言
- クマ専門職員によるホットラインでの相談対応
- 市街地等出没時の緊急対応
- 麻酔銃等を取り扱う職員の育成

(2) 普及啓発事業

2, 150千円

- 野生動物生態講座用読本の増刷
小中学生用：20,000部
一般用：20,000部
- ツキノワグマの注意喚起チラシの作成
一般用：15,000枚
- 秋田狩猟の魅力まるわかりフォーラムの開催
会場：県立総合射撃場（由利本荘市）
時期：7月中旬予定



フォーラム（射撃シミュレーター）



フォーラム（相談コーナー）

(3) 【拡】 担い手確保・育成事業

13,543千円

- 狩猟免許等の取得支援
 - ・ 狩猟免許の取得や銃器（散弾銃・ライフル）の購入経費に対する補助
- ハンターの育成研修支援
 - ・ 大型獣の捕獲に使用するスラッグ弾の実技や大型獣の解体講習の実施
- 捕獲技術向上研修
 - ・ くくりわなの捕獲技術講習会の実施

(4) 【拡】 人里への出没対策強化事業

11,225千円

- 市街地出没時の体制強化
 - ・ 指揮連絡体制の整備及び麻酔銃対応の強化
- 人身事故ゼロ強化事業
 - ・ 県民による事故防止対策の実践に向けた啓発 YouTube 動画の制作
 - ・ 事故現場の検証と分析の実施
- 出没対策の手法研究及び導入
 - ・ 人里へのクマの出没抑止に向けた新たな対策手法の調査研究と実践

(5) 市町村職員等クマ対策人材育成研修

1,713千円

- クマ対策人材育成研修会の開催
 - ・ 市町村職員等を対象とする、出没抑制・被害防止の取組や住民への対策指導等に関する研修の実施



室内研修（講義）



実地研修（農地での電気柵の設置）

- (6) ツキノワグマ等情報マップシステム「クマダス」の運用管理 2,987千円
 ○ 「クマダス」による注意喚起とシステムの保守点検
- (7) ツキノワグマ生息数モニタリング調査事業 19,902千円
 ○ ツキノワグマモニタリング調査業務
 ・カメラトラップ法による生息調査（R6～R7）
 （3地域に調査用カメラを計120基設置）
 ○ ツキノワグマ生息数調査業務
 ・直接観察法での個体及び痕跡のカウント調査による個体群動向の把握
 （1メッシュ＝3km四方、計130メッシュを調査）
- (8) ツキノワグマ出没抑制対策事業 42,042千円
 ○ 集落周辺の出没抑制重点区域における放任果樹の伐採や、やぶの刈り払いによる緩衝帯整備の実施
 ・クリ、カキなど放任果樹の伐採（計249本）
 ・原野等のやぶの刈り払いによる緩衝帯整備（計11ha）
- (9) ツキノワグマ注意喚起広報事業 11,734千円
 ○ 春の山菜採りシーズンや、秋の紅葉探勝・キノコ採りシーズン等の特に注意喚起が必要な時期における、県民への迅速な注意喚起の実施
 ・県内新聞3紙への広告掲載（計2回）
 ・県内テレビ3社でのCM放映（計2回）
 ・県内ラジオ2社でのCM放送（計2回）



注意喚起 テレビCM

(10) ツキノワグマ等人身被害見舞金給付事業

8, 850千円

○ 危険鳥獣からの突発的で予知できない直接的な打撃や、かみつきによる事故にあった県民に対する見舞金の給付

給付対象：危険鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ）による人身被害を受けた県民

積算内訳：人身被害10万円（60件）、重度被害20万円（5件）、死亡30万円（5件）

3 予算額

117, 035千円

(使438千円、国35, 054千円、人2, 050千円、諸17千円、一79, 476千円)

内訳	報	償	費	8, 786千円
	需	用	費	3, 674千円
	役	務	費	6, 962千円
	委	託	料	79, 788千円
	負担金補助及び交付金			11, 058千円
	その他（旅費等）			6, 767千円

令和7年度ツキノワグマの被害防止対策について（全体概要）

【現
状】

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
目 撃 件 数 (件)	931	864	730	3,723	1,168
人 身 被 害 (人)	9	12	6	70	11
農 林 業 被 害 (千 円)	13,214	17,021	5,925	153,498	調査中

※R6は12月31日現在。

【課
題】

- ◇市街地での出没の多発及び人身・農林業被害の増加
- ◇被害対策を担う人材・知識・知見の不足
- ◇地域住民による主体的な取組が必要

対策関連事業費 **285,197千円** [・ ツキノワグマ被害防止総合対策事業 117,035千円 ・ 野生鳥獣被害防止対策事業 15,077千円]
 (※R6年度当初予算 219,946千円) [・ 農作物鳥獣被害防止対策事業 65,995千円 ・ 水と緑の森づくり事業（緩衝帯整備） 87,090千円]

≪対策1≫被害防止体制の整備

- ツキノワグマ被害対策支援センターの取組
 - ・市町村に対する被害対策の指導・助言
 - ・クマ専門職員によるホットラインでの相談対応
 - ・市街地出没時の緊急対応
 - ・麻酔銃等を取り扱う職員の育成
- ツキノワグマ被害防止連絡会議等の開催
 - ・関係機関による情報共有と連携した取組の実施

≪対策2≫県民に対する注意喚起

- 多様な媒体を活用した周知
 - ・県庁出前講座、チラシや冊子の配布、美の国あきたネット、SNS、テレビ等
 - ⇒**県民向けクマ被害防止対策の啓発動画の制作**
 - ⇒**山菜採りやキノコ採りシーズン等の県民向け注意喚起（新聞広告やテレビ・ラジオCM等）**
- ツキノワグマ目撃情報等の発信
 - ・ツキノワグマ等情報マップシステム（クマダス）による注意喚起

≪対策3≫出没抑制及び人身・農作物被害防止

- 市町村への支援
 - ・実施隊の活動、箱わなの導入、電気柵の整備、緩衝帯整備、誘引木伐採
 - ⇒**鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した市町村の取組拡大**
(R6:60,887千円→R7:65,995千円)
 - ⇒水と緑の森づくり事業による緩衝帯の整備促進 (R6:230ha→R7:222ha)
 - ・市町村職員等研修
- 人里への出没対策の強化
 - ・効果的な出没抑制手法の調査研究・実践、環境整備による出没の抑制
 - ⇒**侵入ルートの特定と侵入遮断のための手法の検討**
 - ⇒市街地とクマの生息域の間の緩衝帯整備とクマを誘引する放任果樹伐採の緊急実施（緩衝帯整備 R6.6月補正:10.7ha→R7:11ha、放任果樹伐採 R6.6月補正:387本→R7:249本）

≪対策4≫出没・人身被害発生時の対策

- 人身被害が発生した際の取組
 - ・現場検証と分析の実施
 - ・被害者への人身被害見舞金の給付
- 市街地出没への備え・対応
 - ・市町村の「ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」に基づく訓練の実施
 - ・麻酔銃による捕獲

≪対策5≫捕獲圧の強化・モニタリング

- 捕獲圧の強化
 - ・捕獲上限の引き上げ
(推定生息数の12%→23%、R4～)
 - ・狩猟期間の拡大
(11/15～2/15→11/1～2/15、R元～)
- モニタリング・クマの個体数推定
 - ・カメラトラップ法による生息数調査

≪対策6≫狩猟者の育成・確保

- ・狩猟の魅力伝えるフォーラムの開催
- ・若手狩猟者等対象の実習等開催（くくりわな、スラッグ弾等）
- ・狩猟免許等の取得や銃器購入への支援
- ⇒**免許試験回数の増** (R6:4回→R7:5回)
- ⇒**補助件数・上限額の拡充** (散弾銃 R6:40件@50千円→R7:70件@100千円、ライフル銃 R6:5件@70千円→R7:10件@150千円、狩猟免許等取得支援 R6:50件@50千円→R7:75件@50千円)
- ・狩猟技術訓練施設の運営（野生鳥獣被害防止対策事業）

～関係機関と連携した総合的なクマ対策を実施～

県 民 の 安 全 ・ 安 心 の 確 保

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

公衆浴場の営業形態が多様化していることに鑑み、浴場業を営む者が講じなければならない換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を改める必要がある。

2 改正内容

(1) 一般公衆浴場の衛生措置等の基準を次のとおり改めることとする。(第3条関係)

- ① サウナ室又はサウナ設備を設置する場合は、温度計及び温度調節器を備えることとする。
- ② 浴槽に、適温の湯を満たしておく必要はないこととする。

(2) その他の公衆浴場の衛生措置等の基準を次のとおり改めることとする。(第4条関係)

① 主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場

ア 浴室に、浴槽を設けなくてもよいこととする。

イ 浴室には、上がり用湯栓若しくは上がり用水栓又は湯若しくは水の出るシャワー設備を設けることとする。

ウ 知事が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、衛生措置等の基準の一部を適用しないことができることとする。

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場及び①の公衆浴場以外のその他の公衆浴場

ア 一般公衆浴場の衛生措置等の基準の例によることとする。

イ 知事が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、衛生措置等の基準の一部を適用しないことができることとする。

(3) 特例を定めることができる衛生措置等の基準に、サウナ室又はサウナ設備を設置する場合は温度計及び温度調節器を備えること等の基準を追加することとする。(第5条関係)

(4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

【参考1】改正経緯

- 令和5年度、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会がサウナ営業に係る基準の整備状況や営業許可等に関する実態調査を実施し、当該調査の結果等について報告書を取りまとめた。

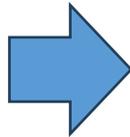
<調査対象自治体：157>

- ・ サウナ施設の許可において、基準を緩和している自治体（施設の面積基準の緩和等）：118
- ・ アウトドアサウナの許可において、基準を緩和している自治体（屋外から見通せない構造の緩和等）：39

- 同報告を受け、厚生労働省は令和6年4月5日付けで健康・生活衛生局生活衛生課長通知「公衆浴場法におけるその他の公衆浴場（サウナ）に関する許可事務の運用状況について」を発出し、都道府県等が条例で定めるサウナ営業に係る基準の運用について、地域の実情や利用形態等を踏まえて柔軟に判断するよう求めている。
- 近年、県内においてもテントサウナをはじめとする簡易な設備を利用した浴場営業に関する問合せが増えているが、現行条例においてはそのような営業形態が想定されておらず、斟酌可能な基準も限定されているため、これまでに営業許可を取得した事例はない。
- 以上の理由から、サウナ営業をはじめとする様々な営業形態に柔軟に対応できるよう、現行の規定の見直しを行うものである。

【参考2】サウナ営業に係る規制の緩和について

改正前	改正後	改正により得られる効果
浴室の床面積は、15平方メートル以上とすること。	浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。	小規模又は屋外のサウナ営業施設への対応が可能となる。
脱衣室の床面積は、浴室の床面積の2分の1以上とすること。	脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。	
浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。	(削除)	水風呂の設置のみで営業が可能となる。
個室には、浴槽を設けること。	(サウナを主とする浴場への適用を除外)	サウナを主とする浴場は、浴槽を設置しなくても営業が可能となる。
浴室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーを設け、湯及び水を十分に供給すること。	浴室には、上がり用湯栓若しくは上がり用水栓又は湯若しくは水の出るシャワー設備を設けること。	湯がなくとも水を供給できれば営業が可能となる。
脱衣室及び浴室の照明は、白色とし、床面の照度を30ルクス以上とすること。	脱衣室及び浴室は、十分な照度を保つこと。	暖色照明を使用した営業が可能となる。
(新)	風営法規制対象以外のその他の公衆浴場については、知事が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、基準の一部を適用しないことができる。	今後、新形態の浴場が現れた場合でも、迅速かつ柔軟に対応することが可能となる。
知事は、常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場については、第3条第3号、第7号から第9号まで、第22号及び第24号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。	知事は、常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する公衆浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める公衆浴場については、第3条第6号、第7号、第10号、第12号、第24号、第25号、第26号、第27号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。	以下の基準について、特例の設定により柔軟な対応が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・熱源が薪ストーブの場合は、温度調節器の設置を求めない。 ・水着等着用の場合は、外部からの見通し防止措置を求めない。 ・利用が男女いずれかに限られる場合は、男女別便所の設置を求めない。



新	旧
<p>(場所の配置の基準)</p> <p>第二条 法第二条第三項の規定による一般公衆浴場(同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。以下同じ。)の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の設置の場所が既設の一般公衆浴場から直線による距離で三百五十メートル以上離れたところであらなければならないこととする。ただし、知事が、予想される利用者の数、人口密度、土地の状況その他特別の事情を考慮し、公衆衛生上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(一般公衆浴場の衛生措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ一般公衆浴場についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(次条において「衛生措置等」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。</p> <p>三 脱衣室及び浴室は、十分な照度を保つこと。</p> <p>四 脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。</p> <p>五 浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワー設備を設け、湯及び水を十分に供給すること。</p> <p>六 浴室内には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。</p> <p>七 蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備(次条において「サウナ室又はサウナ設備」という。)を設置する場合は、温度計及び温度調節器を備えること。</p> <p>八 浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。</p> <p>九 洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。</p> <p>十 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>十一 供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>十二 浴槽内の湯又は水は、毎日(浴槽内の湯又は水を循環させる過する設備(第十五号及び第十六号において「循環ろ過設備」という。)を利用して当該湯又は水を、二十四時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽(次号及び第二十号において「連日使用型循環浴槽」という。)内の湯又は水にあつては、一週間に一回以上)取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。</p> <p>十三 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備(次号において「気泡発生設備」という。)、シャワー設備その他空气中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。</p> <p>十四 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p>	<p>(場所の配置の基準)</p> <p>第二条 法第二条第三項の規定による公衆浴場(以下「浴場」という。)の設置の場所の配置の基準は、新たに設置される浴場の設置の場所が既設の浴場から直線による距離で三百五十メートル以上離れたところであらなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。</p> <p>二 個室内に入浴設備を設け、又は蒸気若しくは熱気を利用する浴場を設置するとき。</p> <p>三 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。</p> <p>四 休養若しくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に附帯する浴場を設置するとき。</p> <p>五 構造設備を変更し、同一営業形態の浴場を設置するとき。</p> <p>六 既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。</p> <p>七 土地の状況その他特別の事情があると知事が認めるとき。</p> <p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ浴場(前条第二号に掲げる浴場を除く。)についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。</p> <p>二 浴室には、湯気抜きのための設備をすること。</p> <p>三 脱衣室及び浴室の照明は、白色とし、床面の照度を三十ルクス以上とすること。</p> <p>四 浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。</p> <p>五 浴室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーを設け、湯及び水を十分に供給すること。</p> <p>六 供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>七 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。</p> <p>八 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>九 浴槽内の湯又は水は、毎日(浴槽内の湯又は水を循環させる過する設備(以下「循環ろ過設備」という。)を利用して当該湯又は水を、二十四時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽(以下「連日使用型循環浴槽」という。)内の湯又は水にあつては、一週間に一回以上)取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。</p> <p>十 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備(以下「気泡発生設備」という。)、シャワー設備その他空气中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。</p> <p>十一 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>十二 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備(以下「集毛器」という。)を設けること。</p> <p>十三 男女用に区別した入浴者用便所を設け、その手洗設備には、石けん、消毒液その他これに類するものを常備すること。</p> <p>十四 循環ろ過設備は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。</p> <p>十五 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。</p>

- 十五 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（第十七号において「集毛器」という。）を設けること。
- 十六 循環ろ過設備は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。
- 十七 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。
- 十八 水位計配管は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。
- 十九 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、一月に一回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
- 二十 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。
- 二十一 シヤワー設備は、六月に一回以上点検するとともに、一年に一回以上洗浄し、及び消毒すること。
- 二十二 ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
- 二十三 入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための設備を設けること。
- 二十四 男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を備えること。
- 二十五 入浴者の出入口、脱衣室及び浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。
- 二十六 脱衣室及び浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないうようにすること。
- 二十七 七歳以上の男女を混浴させないこと。

（その他の公衆浴場の衛生措置等の基準）

第四条 一般公衆浴場以外の公衆浴場（次項及び第三項において「

- 十六 水位計配管は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。
- 十七 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、一月に一回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
- 十八 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。
- 十九 シヤワー設備は、六月に一回以上点検するとともに、一年に一回以上洗浄し、及び消毒すること。
- 二十 ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
- 二十一 入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための棚又は容器を設備すること。
- 二十二 入浴者の出入口、脱衣室及び浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。
- 二十三 脱衣室及び浴室は、浴場の外部から見通すことができないうようにすること。
- 二十四 七歳以上の男女を混浴させないこと。

（個室内に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準）

第四条 個室内に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基

- その他の公衆浴場」という。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業に係る公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号、第三号、第七号、第十一号及び第十三号から第十三号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - 一 個室内には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 個室内には、浴槽を設けること。
 - 三 個室内には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワー設備を設けること。
 - 四 個室の床面積は、五平方メートル以上とすること。
 - 五 個室の出入口は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上とすること。
 - 六 個室内には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ〇・三メートル以上の透明ガラス窓を設けること。
 - 七 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。
 - 八 待合室及び従業員の更衣室を設けること。
 - 九 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。
 - 十 タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。
 - 十一 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。
 - 十二 個室内には、施錠しないこと。
 - 十三 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。
 - 十四 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。
- 2 その他の公衆浴場のうち、前項に定める基準に係るもの以外のものとしてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場に

- 準は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十四号から第二十号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - 一 個室内には、換気のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。
 - 二 蒸し機には、温度計及び温度調整器を備えること。
 - 三 個室内には、浴槽を設けること。
 - 四 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。
 - 五 タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。
 - 六 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。
 - 七 個室内には、入浴者の衣類を保管するための設備をすること。
 - 八 個室の床面積は、五平方メートル以上とすること。
 - 九 個室の出入口は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上とすること。
 - 十 個室内には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ〇・三メートル以上の透明ガラス窓を設けること。
 - 十一 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。
 - 十二 個室内には、施錠しないこと。
 - 十三 待合室及び従業員の更衣室を設けること。
 - 十四 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。
 - 十五 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。
 - 十六 蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号から第六号まで及び第九号から第二十四号までの規定並びに前項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十四号及び第十五号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - 一 浴室の床面積は、十五平方メートル以上とすること。

<p>ついでに衛生措置等の基準は、前条第二号から第四号まで、第七号及び第十一号から第二十七号までの規定（浴室に浴槽を設けない場合にあつては、同条第十二号から第十八号まで、同条第十九号（浴槽に関する部分に限る。）、同条第二十号及び第二十二号の規定を除く。）並びに前項第十号、第十一号、第十三号及び第十四号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 浴室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。</p> <p>三 浴室には、上がり用湯栓若しくは上がり用水栓又は湯若しくは水の出るシャワー設備を設けること。</p> <p>3 その他の公衆浴場のうち、前二項に定める基準に係るもの以外のものについての衛生措置等の基準は、前条の規定の例によるものとする。</p> <p>4 前二項に定める基準に係る公衆浴場については、知事が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>（衛生措置等の基準の特例）</p> <p>第五条 知事は、常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する公衆浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める公衆浴場については、第三条第六号、第七号、第十号、第十二号及び第二十四号から第二十七号までに規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。</p>	<p>二 脱衣室の床面積は、浴室の床面積の二分の一以上とすること。</p> <p>9</p> <p>（衛生措置等の基準の特例）</p> <p>第五条 知事は、第二号第三号に掲げる 浴場 その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場 について は、第三条第三号、第七号から第九号まで、第二十二号及び第二十四号 に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。</p>
--	---

興行場法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

興行場の経営の許可の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、当該申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 興行場の経営の許可の申請（(2)の申請を除く。）に係る手数料の額を1件につき22,000円（現行17,300円）に引き上げることとする。（第7条関係）
- (2) 臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可の申請に係る手数料の額を1件につき13,000円（現行8,650円）に引き上げることとする。（第7条関係）

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

【参考】東北各県の興行場の経営の許可の申請に係る手数料の額

県名	常設の興行場	臨時興行場又は仮設興行場	最終改正
青森県	19,000円	8,600円	平成10年
岩手県	22,000円	11,000円	平成7年
宮城県	22,000円	22,000円	平成22年
秋田県	<u>17,300円</u>	<u>8,650円</u>	平成9年
山形県	22,000円	7,000円	平成7年
福島県	22,000円	15,000円	平成20年

興行場法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料) 第七条 法第二条第一項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、一件につき二万二千元(臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可にあつては、一万三千元)の手数料を納めなければならない。 254 略</p>	<p>(手数料) 第七条 法第二条第一項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、一件につき一万七千三百円(臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可にあつては、八千六百五十円)の手数料を納めなければならない。 254 略</p>

秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正により、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件を改めることとする。（第1項及び第2項関係）
- (2) 県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に係る水道に関する技術上の実務に従事した経験の年数が緩和される専用水道の対象を一日最大給水量10,000立方メートル（現行1,000立方メートル）以下とすることとする。（第2項関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

【参考】秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例による水道技術管理者の資格要件

分類		旧		新
学校の種別	専攻の種別	水道に関する技術上の実務従事経験年数		水道に関する技術上の実務従事経験年数
大学	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	衛生工学又は水道工学に関する学科目を履修	2年以上	3年以上
		衛生工学及び水道工学以外の学科目を履修	3年以上	
	工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	4年以上		4年以上
短期大学（専門職大学の前期課程を含む） 高等専門学校	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	5年以上		5年以上
	工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	6年以上		6年以上
高等学校 中等教育学校	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程	7年以上		7年以上
	工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	8年以上		8年以上
水道に関する技術上の実務従事経験のみ		10年以上		10年以上
実務従事経験年数の緩和要件		1日最大給水量が1千m ³ 以下の専用水道は、実務従事経験年数が半分となる		1日最大給水量が1万m ³ 以下の専用水道は、実務従事経験年数が半分となる

新	旧
<p>1 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が一立方メートルを超える専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第八十八条第二項に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。）、同法第八十八条第二項に規定する短期大学（同法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）若しくは同法第一条に規定する高等専門学校（以下「短期大学等」という。）又は同条に規定する高等専門学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程</p> <p>を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については三年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については五年以上、高等学校等を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 大学、短期大学等又は高等学校等において学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程 又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については四年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については六年以上、高等学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 略</p> <p>2 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が一立方メートル以下である専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については一年六月以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については二年六月以上、高等学校等を卒業した者については三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>1 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートルを超える専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第八十八条第二項に規定する短期大学を除く。以下単に「大学」という。）の</p> <p>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科学科を修めて卒業した後、二年</p> <p>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科学科以外の学科学科を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三 学校教育法第八十八条第二項に規定する短期大学（同法第八十八条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）又は同法第一条に規定する高等</p> <p>専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 学校教育法第一条に規定する高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科学科又はこれらに相当する学科学科を</p> <p>修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については四年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については六年以上、高等学校等を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>六・七 略</p> <p>2 水道法第三十四条第一項において準用する同法第十九条第三項の条例で定める資格（一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 大学の 土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科学科を修めて卒業した後、一年</p> <p>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

<p>二 大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については二年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については三年以上、高等学校等を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三・四 略</p>	<p>二 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三 短期大学等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 高等学校等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>五 大学、短期大学等及び高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については二年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については三年以上、高等学校等を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>六・七 略</p>
---	--

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案について

自然保護課

1 改正理由

自然公園施設の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、秋田県営祓川山荘等の使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

秋田県営祓川山荘及び秋田県営鉾立山荘の使用料の額を1人につき1泊2,000円（現行1,830円）に、秋田県営玉川園地駐車場の使用料の額を車両（軽車両を除く。）1台につき1回400円（現行210円）に引き上げることとする。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

【参考】同程度の条件を有する施設の例

山荘

	施設名	設置者	利用料金 (R 6)
岩手	早池峰山荘	宮古市	4,190円
	岩手山八合目避難小屋	岩手県	1,700円
山形	滝の小屋	遊佐町	3,000円
	大日杉小屋	飯豊町	2,000円

駐車場

施設名	利用料金 (R 6)
八幡平見返峠駐車場	500円
十和田湖休屋駐車場	500円

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第五条、第十三条関係）				別表（第五条、第十三条関係）			
区分	単位	使用料の額		区分	単位	使用料の額	
秋田県営蔵川山荘	一人につき二泊	二、〇〇〇円		秋田県営蔵川山荘	一人につき二泊	一、八三〇円	
秋田県営銚立山荘	一人につき一泊	二、〇〇〇円		秋田県営銚立山荘	一人につき一泊	一、八三〇円	
秋田県営玉川園地駐 車場	車両（軽車両を除 く。）一台につき 一回	四〇〇円		秋田県営玉川園地駐 車場	車両（軽車両を除 く。）一台につき 一回	二一〇円	